
3003. 輸出申告

業務コード	内 容
EDC	輸出申告

1. 業務概要

「輸出申告事項登録（EDA）」業務後（~~コンテナ扱い申出変更または予備申告変更の場合は「輸出申告変更事項登録（EDA01）」業務後~~）に以下の手続きを行う。

- ①輸出申告（~~特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告を含む。~~）
- ②積戻し申告
- ③特定委託輸出申告
- ④特定製造貨物輸出申告
- ⑤特定輸出申告
- ⑥展示等積戻し申告
- ⑦コンテナ扱い申出

本業務では上記手続きに対し通常申告、~~予備申告、本申告、コンテナ扱い申出、搬入時申告~~の旨の登録または開庁時申告の旨の登録を行う。~~また、予備申告に併せてコンテナ扱い申出を行うことができる。~~

輸出申告の場合は、申告条件を指定することで、貨物が搬入前においても申告が可能であり、以下の通りとする。

- ①貨物が保税地域等に搬入される前に行われた輸出申告を、「搬入前申告」という。
- ②貨物が保税地域等に搬入された後に行われた輸出申告を、「搬入後申告」という。

特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、貨物が搬入前においても申告が可能である。

~~コンテナ扱い申出後にコンテナ扱い適用となった場合は、輸出申告等に必要な情報が登録されていればEDA01業務を行うことなく輸出申告等、予備申告、搬入時申告の旨の登録または開庁時申告の旨の登録が可能である。~~

~~予備申告、予備申告変更、搬入前申告、開庁時搬入前申告の旨の登録、搬入時申告の旨の登録は、AWB番号が輸出貨物情報DBに登録されていない場合でも可能である。（Air-NACCSのみ）~~

(1) 本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	搬入後申告 輸出申告以外における、通常申告	搬入時申告または開庁時申告による自動起動を含む。
X	搬入前申告	開庁時搬入前申告による自動起動を含む。
G	コンテナ扱い申出	コンテナ扱い申出変更を含む。
H	予備申告後または予備申告変更後の本申告	開庁時申告による自動起動を含む。
Z	予備申告（貨物の搬入確認登録またはG/Y搬入確認登録を契機に本申告を自動起動する場合）	予備申告変更を含む。以下、予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）という。
F	予備申告（手動で本申告を起動する場合）	予備申告変更を含む。以下、予備申告（本申告手動起動）という。
A	コンテナ扱い申出兼予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）	コンテナ扱い申出変更兼予備申告変更を含む。コンテナ扱い申出及び予備申告時の処理を行う。
B	コンテナ扱い申出兼予備申告（本申告手動起動）	コンテナ扱い申出変更兼予備申告変更を含む。コンテナ扱い申出及び予備申告時の処理を行う。
I	貨物搬入時に輸出申告等を自動起動する旨の登録（以下、搬入時申告）	搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。

コード	申告条件	備考
K	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に輸出申告等 または本申告 を自動起動する旨の登録（以下、開庁時申告）	①開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。 ②輸出申告の場合は、搬入後申告に限る。
Y	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に搬入前申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時搬入前申告）	開庁時搬入前申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時搬入前申告の登録が行われない限り、開庁時搬入前申告は処理されないこととなる。

郵便物の場合は、申告条件 ~~「C」「Z」「A」「B」~~ 「X」「I」「Y」は利用不可である。

(2) 本業務で入力可能な申告条件と事項登録時の申告等種別との組み合わせは以下の通りである。

○：入力可能 ×：入力不可

申告条件	なし	X	C	H	Z	F	A	B	I	K	Y
申告等種別											
輸出申告 積戻し申告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
積戻し申告	○	×							○	○	×
特定委託輸出申告 特定製造貨物輸出申告	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○	×
特定輸出申告	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×
展示等積戻し申告	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
コンテナ扱い申出	×		○	×	×	×	×	×	×	×	

(3) 本業務は以下の時間帯にて実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告 本申告 なし X	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
開庁時申告 K Y	税関開庁時間外	
上記以外 I	時間帯を問わない	

(4) 税関開庁時間外における時間外執務要請届を利用した申告について

申告条件「なし」 ~~「H」~~ 「X」の場合は、時間外執務要請届の届出時間帯であれば申告を行うことができる。

申告条件 ~~「Z」「A」~~ 「I」の場合は、貨物の搬入前に時間外執務要請届を行っておくことで、時間外執務要請届の届出時間帯に貨物の搬入がされれば、申告が自動で受理される。

(5) 登録内容に基づき輸出申告等を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。 ~~また、コンテナ扱い申出を「コンテナ扱い適用」、「コンテナ扱い不適用」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。~~

申告条件「なし」の場合で「簡易審査扱い」に選定された場合は、即時に輸出等許可とする。

~~予備申告後または予備申告変更後、予備申告の審査終了が有効な本申告は、即時に輸出等許可となる。~~

特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告で貨物搬入前の申告にて申告条件「X」の場合で「簡易審査扱い」に選定された場合は、許可保留の状態になり、許可保留解除の自動起動の旨を登録する。搬入前申告審査終了した旨を登録する。ただし、コンテナ扱い申出の場合は行わない。

(6) 審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。(Air-NACCSのみ)

2. 入力者
通関業

3. 制限事項
なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック (○: チェックを行う)

~~通: 通常申告、コ: コンテナ扱い申出、予: 予備申告、兼: コンテナ扱い申出兼予備申告、本: 本申告、搬: 搬入時申告の登録、開: 開庁時申告の登録~~

△: 申告条件「なし」

項番	チェック条件	通 △	X	コ	予	兼	本	搬 I	開 K	Y
1	システムに登録されている利用者であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	輸出申告DBに登録されている申告予定者と同一であること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	システムに通関士として登録されていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	コンテナ扱い申出事項登録者であること。			○						
5 4	特定委託輸出申告の場合は、認定通関業者としてシステムに登録がされていること。	○						○	○	

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック (○: チェックを行う) (Sea-NACCSのみ)

項番	チェック条件	通 △	X	コ	予	兼	本	搬 I	開 K	Y
1	申告等番号が輸出申告DBに存在すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	輸出申告事項の登録が完了した状態であること。 (コンテナ扱い申出変更および予備申告変更の場合は、輸出申告変更事項の登録が完了していること。)	○	○	○	○	○		○	○	○
3	予備申告または予備申告変更がされていること。						○			
43	輸出申告等 (本申告を含む) がされていないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	コンテナ扱い申出がされていないこと。 (コンテナ扱い申出変更時はチェックしない。)			○		○				
6	コンテナ扱い適用となっていないこと。			○		○				
7	コンテナ扱い不適用となっていないこと。	○		○		○		○		
8	予備申告がされていないこと。 (予備申告変更の場合は、同一の申告等番号に係る予備申告変更がされていないこと。)	○		○	○	○		○		

項番	チェック条件	通 △	X	≡	≠	兼	本	搬 I	開 K	Y
4 4	搬入時申告の旨が登録されていないこと。 （特定輸出申告の場合は、開庁時申告の登録についてはチェックを行わない。）				⊖	⊖	⊖	○	⊖	
10 5	開庁時申告の旨が登録されていないこと。 （特定輸出申告の場合は、搬入時申告の登録についてはチェックを行わない。）				⊖	⊖	⊖	⊖	○	○
11 6	本業務を行おうとする日がEDA業務またはEDA01業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。	○	○				⊖	○	○	○
12	以下の登録があること。 ①コンテナ扱い本数 ②バンニング場所コード（1欄目） ③バンニング場所名				⊖	⊖				
7	洋上輸出の旨が登録されていないこと。		○							○
8	郵便物である旨が登録されていないこと。		○					○		○

(4) 輸出申告DBチェック (○: チェックを行う) (Air-NACCSのみ)

項番	チェック条件	通 △	X	≡	≠	兼	本	搬 I	開 K	Y
1	申告等番号が輸出申告DBに存在すること。	○	○	⊖	⊖			○	○	○
2	輸出申告事項の登録が完了した状態であること。 （予備申告変更の場合は、輸出申告変更事項の登録が完了していること。）	○	○	⊖				○	○	○
3	通関業者により 輸出申告事項の登録が完了した状態であること。	○	○	⊖	⊖			○	○	○
4 4	予備申告または予備申告変更がされていること。						⊖			
5	輸出申告等 （本申告を含む） がされていないこと。	○	○	⊖	⊖			○	○	○
6 6	予備申告がされていないこと。 （予備申告変更の場合は、同一の申告等番号に係る予備申告変更がされていないこと。）		⊖		⊖		⊖			
7 7	搬入時申告の旨が登録されていないこと。				⊖					
8	開庁時申告の旨が登録されていないこと。 （特定輸出申告の場合は、搬入時申告の登録についてはチェックを行わない。）								○	○
	郵便物である旨が登録されていないこと。		○					○		○

(5) 時間外執務要請届DBチェック

通常申告または本申告が申告条件「なし」「X」が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DBが存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 税関開庁時間チェック

開庁時申告申告条件「K」「Y」の場合は、本業務実施時間が税関の開庁時間外であること。

(7) 通貨換算レートの適用期間チェック

インボイス通貨コード、FOB通貨コード及びベーシックプライス通貨コードについて外貨が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

本業務日（自動起動を含む。以下同様）がEDA業務またはEDA01業務で適用された通貨換算レートの期間内であること。

ただし、~~予備申告、コンテナ扱い申出兼予備申告、搬入時申告、開庁時申告の登録の~~申告条件「I」

「K」「Y」の場合で、事項登録時に翌週レートを取得している場合は、本業務日がEDA業務またはEDA01業務で適用された通貨換算レートの期間を過ぎていないこと。

(8) 貨物情報DBチェック (O: チェックを行う) (Sea-NACCSのみ)

登録されている輸出管理番号について以下のチェックを行う。ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

項番	チェック条件	通	X	≡	予	兼	本	搬	開	Y
1	輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
2	輸出貨物または積戻し貨物であること。	○		⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	
3	貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。	○	○		⊖	⊖	⊖	○	○	○
4	以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。									
	①申告予定者コード	○	○		⊖	⊖	⊖	○	○	○
	②貨物個数	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
	③個数単位コード	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
	④蔵置場所 (搬入予定先) コンテナ扱い申出 (全量蔵置済みは除く) の場合は、チェックを行わない。 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、当初の申告条件が「I」の場合のみチェックを行う。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
	⑤コンテナ本数	⊖					⊖		⊖	
	⑥積載予定船舶コード 本船扱い貨物 (特定輸出申告で自社本船通関を含む。) の場合にチェックを行う。	○					⊖		○	
	⑦積込港コード 本船扱い貨物 (特定輸出申告で自社本船通関を含む。) の場合にチェックを行う。	○					⊖		○	
5	貨物が分散蔵置されている (搬入予定先が複数登録されている) 場合は、蔵置場所 (搬入予定先) は5ヶ所以内であること。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
6	輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場に搬入されていないこと。 (予備申告 (本申告手動起動) を除く。)				⊖	⊖				
7	本船・ふ中扱い貨物の場合は、本申告の起動方法は手動起動であること。				⊖					
8	本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。		○	⊖		⊖		○		○
9	仕分けの親となっていないこと。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
10	仕合せの親となっていないこと。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
11	見本持出許可申請中でないこと。	○		⊖	⊖	⊖	⊖		○	
12	訂正保留となっていないこと。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖		○	○
13	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	○
14	コンテナ扱い不適用となっていないこと。			⊖		⊖				
15	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「現場收容」 ④「税関内收容」 ⑤「その他の搬出承認」	○		⊖	⊖	⊖	⊖		○	
16	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖		○	○

項番	チェック条件	通 △	X	⇒	争	兼	本	搬 I	開 K	Y
17	コンテナ扱い申出不適用の旨が登録されている貨物の場合は、輸出申告DBにコンテナ扱い本数が登録されていないこと。	⊖			⊖		⊖	⊖	⊖	
18	本船扱い貨物を除く貨物について船積終了の登録がされていないこと。	○	●	⊖	⊖	⊖	⊖		○	●
19	本船扱い貨物の場合は、船積終了の登録がされていること。 (特定輸出申告は自社本船通関の場合のみチェックする。)	○					⊖		○	
20	輸出申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されている場合、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。	○					⊖		○	
21	コンテナ扱い適用となった貨物について全量バンニング済であること。	⊖					⊖		⊖	
22	自動起動による申告(本申告、搬入時申告及び、開序時申告)の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物(税関による事故確認登録がされている貨物を除く)でないこと。	○					⊖		○	
23	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、 特定輸出貨物 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または 特定製造貨物 であること。	○						○	○	
24	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告でない場合は、 特定輸出貨物 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び 特定製造貨物 でないこと。	○	●	⊖	⊖	⊖	⊖	○	○	●
25	他所蔵置場所を通関する場合は、以下のチェックを行う。(特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。)									
	①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること	○					⊖		○	
	②貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること	○					⊖		○	
③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○					⊖				
26	搬入予定先がシステム参加保税地域*1であること。 (争備申告(本申告手動起動)を除く。)				⊖	⊖		○		
27	特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告の場合は、搬入予定先がシステム参加蔵置場または他所蔵置場所であること。 (分散蔵置での一部不参加蔵置場は不可)	⊖							⊖	

(*1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

(9) 輸出貨物情報DBチェック (○: チェックを行う) (Air-NACCSのみ)

登録されているAWB番号について以下のチェックを行う。ただし、輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

項番	チェック条件	通 △	X	争	本	搬 I	開 K	Y
1	AWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。 (搬入時申告の旨の登録の場合で、 申告条件「X」「I」「Y」 の場合で、AWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、 後続のチェックを行わない。ただし、その場合はAWB番号の枝番 入力は不可。)	○	○	⊖	⊖	○	○	○
2	MAWBでないこと。	○	○				○	○
3	未ラベルでないこと。							
4	仮陸揚げ貨物でないこと。	○	○					○
5	システム外許可済でないこと。	○	○					○
6	貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易 形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。	○	○	⊖	⊖	○	○	○
7	車上通関扱いの旨が登録されている場合は、輸出申告DBの輸 出承認証等識別に車上通関扱いの旨が登録されていること。	○		⊖	⊖		○	
8	以下の項目について輸出申告DBに登録されている内容と一 致すること。							
	①通関依頼先	○	○	⊖	⊖	○	○	○
	②貨物個数	○	○	⊖	⊖	○	○	○
	③蔵置場所 (搬入予定先) 特定輸出申告、 特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出 申告の場合、 当初の申告条件が「I」の場合のみチェッ クを行う。	○	○		⊖	○	○	○
9	仕分け親または仕合せ親となっていないこと。	○		⊖	⊖		○	
10	情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。	○		⊖	⊖		○	
11	仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われてい ること。 (予備申告(本申告自動起動)を除く。)	○		⊖	⊖		○	
12	訂正保留となっていないこと。	○		⊖	⊖		○	
13	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○			○	○	○
14	以下の登録がされていないこと。 ①「貨物差止め」 ②「亡失届受理」 ③「滅却承認」 ④「その他」 (申告条件「X」「Y」の場合は、①のみチェックを行う。)	○	○	⊖	⊖		○	○
15	輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場に搬入されて いないこと。 予備申告(本申告手動起動)を除く。 特定輸出申告の場合は、搬入時申告の旨の登録を除く。			⊖		⊖		
16	貨物手作業移行されていないこと	○	○	⊖	⊖		○	○
17	搭載完了登録されていないこと。	○	○	⊖	⊖		○	○
18	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関に よる事故確認が登録されていること。	○		⊖	⊖		○	

項番	チェック条件	通 △	X	予	本	搬 I	開 K	Y
19	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。(特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合はチェックしない。ただし、③については蔵置中に限ってチェックを行う。)							
	①輸出貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること	○			⊖		○	
	②輸出貨物情報DBと輸出申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること	○			⊖		○	
	③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること	○			⊖			
20	特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、搬入予定先がシステム参加蔵置場または他所蔵置場所であること。	⊖					⊖	
21	特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合で、当初の申告条件が「I」の場合は、搬入予定先がシステム参加蔵置場または他所蔵置場所であること。	○				○	○	
22	UBG貨物でないこと。	○	○			○	○	○

(10) 国内用輸出入者DBチェック

登録されている輸出者コードについて以下のチェックを行う。

- ①輸出者コードが国内用輸出入者DBに存在すること。
- ②特定輸出申告の場合は、特定輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。
- ③特定製造貨物輸出申告の場合は、特定製造貨物輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。
- ④EDA業務またはEDA-O-1業務を行った日と本業務日の間で、システムに登録されている当該申告に係る輸出者情報に変更がないこと。

(11) 輸出品目DBチェック

大額申告の場合は、登録されている輸出統計品目番号について以下のチェックを行う。(展示等積戻し申告またはコンテナ扱い申出を除く。)

- ①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。
- ②輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、本業務の入力日が適用期間内であること。
- ③EDA業務またはEDA-O-1業務を行った日と本業務日の間で、輸出品目DBに登録されている当該申告に係る輸出品目情報に変更がないこと。

(12) 輸出関税減免税コードDBチェック (○: チェックを行う)

申告等種別	申告条件	通常申告 なし	X	コンテナ	予備申告	コンテナ 兼 予備申告	本申告	搬入時 申告 I	開序時 申告 K	Y
輸出申告 / 積戻し申告		○	○				⊖			
積戻し申告		○								
特定委託輸出申告 / 特定製造貨物輸出申告		○								
特定輸出申告		○								
上記以外										

登録されている関税減免税コードについて以下のチェックを行う。

- ①関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②関税減免税コードに適用期間が定められている場合は、本業務日が適用期間内であること。

③特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告の場合は、関税減免戻税コードが特定輸出申告で使用不可の旨の登録がされていないこと。

(13) 輸出自動車DBチェック (○:チェックを行う)

システムで道路運送車両法における輸出抹消仮登録 (以下、輸出抹消仮登録という) を証明する旨の登録がある場合は、以下のチェックを行う。

項番	チェック条件	通 △	X ■	⇒	予	兼	本	搬 I ■	開 K ■	Y ■
1	輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在すること。	○	○		○	○	○	○	○	○
2	輸出自動車情報DBに申告等番号が登録されている場合は、入力された申告等番号が同一であること。	○	○		○	○		○	○	○

(14) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

~~通常申告、本申告、開序時申告の場合で、~~輸出申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いまたはふ中扱いの蔵置場である場合、以下のチェックを行う。(マニュアルで本船・ふ中扱い承認を受けている場合は(A)のみチェックする。)

- (A) 輸出申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。
- (B) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
- (C) 本船・ふ中扱い承認されていること。
- (D) 以下の項目について本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容が輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①輸出管理番号
 - ②輸出者コードの先頭8桁
 - ③積載予定船舶コード

(15) 保税地域関連チェック

通関予定蔵置場が自社施設の場合は、当該申告の輸出者が自社施設を管理する輸出者であること。(輸出者コードの先頭8桁が一致すること。)

(16) インボイス・パッキングリストDBチェック

輸出申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
- ②輸出インボイスであること。
- ③輸出申告DBに登録されている申告予定者または事項登録者が、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者と同一であること。
- ④他の輸出申告等 ~~(予備申告を除く)~~ で使用されていないこと。

~~(17) 包括コンテナ扱い申出DBチェック~~

~~輸出申告、積戻し申告にかかる通常申告または本申告の場合に、登録されている包括コンテナ扱い申出番号について、以下のチェックを行う。~~

- ~~①包括コンテナ扱い申出番号が包括コンテナ扱い申出DBに存在すること。~~
- ~~②輸出者コードの先頭8桁が、包括コンテナ扱い申出DBに登録されている輸出入者コードの先頭8桁と一致すること。~~
- ~~③本業務日が、包括コンテナ扱い申出DBに登録されている適用期間内であること。~~

(17) 搬入伝票・LDR情報DBチェック (Air-NACCSのみ)

貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR情報DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告条件切り替え処理

(A) 申告条件「X」の場合に、貨物が全量搬入済である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。

(B) 申告条件「Y」の場合に、貨物が全量搬入済である場合は、申告条件「K」に切り替え、処理を継続する。

~~(A)~~ (C) 搬入時申告の旨の登録時申告条件「I」の場合に、貨物が全量搬入済である場合は、通常申告申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。

~~(Sea-NACCS、またはAir-NACCSの特定輸出申告のみ)~~

~~(B)~~ (D) 搬入時申告の旨の登録時または予備申告(貨物搬入時自動起動)登録申告条件「I」後に、貨物が税関の開庁時間外に搬入確認登録された場合は、本業務が自動起動され、以下の通り処理する。

①時間外執務要請届がされている場合は、起動された時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であれば、申告が自動起動される。本業務が申告条件「なし」で処理される。

②上記①以外は、開庁時申告の旨の登録が行われ本業務が申告条件「K」として処理され、登録後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)に自動起動される。なお、翌平日の予め定められた時刻を待たずに本輸出申告等を行うには、時間外執務要請届がされた後、本業務にて本輸出申告等を行う。

~~(C) コンテナ扱い申出兼予備申告(貨物搬入時本申告自動起動)で、コンテナ扱い適用とならなかった場合は、コンテナ扱い申出兼予備申告(本申告手動起動)に切り替え、処理を継続する。~~

(3) 審査区分選定処理 (○：処理を行う)

登録内容に基づき、審査区分を選定する。

項番	処理内容	通	X	⇒	予	兼	本	搬	開	Y
1	「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。	○	○		⊖	⊖	⊖			
2	「コンテナ扱い適用」、「書類審査扱い」または「コンテナ扱い不適用」のいずれかに選定する。			⊖	⊖					
3	予備申告後に税関により検査区分が指定されている場合は、検査区分を引き継ぐ場合がある。				⊖	⊖	⊖			
4	特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告で貨物搬入前の申告にて「簡易審査扱い」に選定された場合は、許可保留とする。	⊖								

(4) 検査区分選定処理 (Air-NACCSのみ)

通常申告、予備申告または本申告申告条件「なし」「X」の場合で、「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」に選定される場合がある。

(5) 許可処理

通常申告または本申告申告条件「なし」の場合、~~で以下の条件に合致する場合には、許可とする。~~

①「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合は、許可とする。

②予備申告の審査終了が有効な本申告の場合

(6) 審査終了処理

申告条件「X」の場合で、「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合は、搬入前申告審査終了とする。

~~(6)~~ (7) 利用者用整理番号の払い出し処理

~~通常申告、コンテナ扱い申出（申告予定者が設定されている場合のみ）、予備申告、コンテナ扱い申出兼予備申告または本申告~~ 申告条件「なし」「X」の場合で、利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、その利用者単位の通番を払い出す。ただし、既に利用者用整理番号が払い出されている場合は、その番号を引き継ぐ。

~~(7)~~ (8) 保税運送期間設定処理

~~通常申告または本申告~~ 申告条件「なし」の場合で、許可となった場合（特定輸出申告、洋上輸出および本船扱い貨物を除く）は、「通関蔵置場を管轄する税関」と「輸出許可貨物の積込港を管轄する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。

~~(8)~~ (9) 輸出申告DB処理

- ① 手続きの状況を輸出申告DBに登録する。
- ② 輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合で、EDA業務で「出港予定年月日」に入力がなく許可となった場合は、「出港予定年月日」に許可年月日を設定する。

~~(9)~~ (10) 貨物情報DB処理（○：処理を行う）（Sea-NACCSのみ）

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、処理を行わない。

項番	処理内容	通 △	X	⇒	争	兼	本	搬 I	開 K	Y
1	手続きの状況を貨物情報DBに登録する。	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖	○		
2	「簡易審査扱い」（保留中を除く）となった場合で、以下の項目に関して、貨物情報DBに登録されている情報と輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、輸出申告DBに登録されている情報を貨物情報DBに登録する。 （ただし、コンテナ扱い申出適用の場合は、⑤、⑥のみ行なう。）									
	①積載予定船舶コード	○	○		⊖	⊖	⊖			
	②積載予定船名	○	○		⊖	⊖	⊖			
	③出港予定年月日	○	○		⊖	⊖	⊖			
	④積込港コード	○	○		⊖	⊖	⊖			
	⑤輸出者コード	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖			
	⑥輸出者名	○	○	⊖	⊖	⊖	⊖			
	⑦インボイス番号	○	○		⊖	⊖	⊖			
	⑧仕向人コード	○	○		⊖	⊖	⊖			
	⑨仕向人名	○	○		⊖	⊖	⊖			
	⑩仕向人住所1～4	○	○		⊖	⊖	⊖			
	⑪仕向人郵便番号	○	○		⊖	⊖	⊖			
	⑫仕向人国名コード	○	○		⊖	⊖	⊖			

~~(10)~~ (11) 輸出貨物情報DB処理（Air-NACCSのみ）

輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、処理を行わない。

- (A) 輸出申告DBに登録されているAWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合、手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。
- (B) 輸出申告DBに登録されているAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合、輸出貨物情報DBを作成する。
- (C) 輸出者コードの項目に関して、輸出貨物情報DBに登録されている情報と輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、輸出申告DBに登録されている情報を輸出貨物情報DBに登録する。

~~(11)~~ (12) 輸出自動車DB処理 (○：処理を行う)

申告条件 申告等種別	通常申告なし	X	コンテナ	予備申告	引揚兼予備申告	本申告	搬入時申告 I	開庁時申告 K	Y
輸出申告	○	○		⊖	⊖	⊖			
特定委託輸出申告 ／特定製造貨物輸出申告	○								
特定輸出申告	○								
上記以外									

システムで輸出抹消仮登録を証明する旨の登録がある場合は、手続きの状況を輸出自動車DBに登録する。

~~(12)~~ (13) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理

申告条件「なし」の輸出申告、積戻し申告にかかるとする通常申告または本申告の場合で、許可となった場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに削除の旨を登録する。

~~(13)~~ (14) 時刻起動電文DB処理

- ① 通常申告または本申告 申告条件「なし」「X」の場合で、開庁時申告の登録 申告条件「K」「Y」後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。
- ② 開庁時申告の登録 申告条件「K」の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。
- ③ 申告条件「Y」の場合は、開庁時搬入前申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

~~(14)~~ (15) 時間外執務要請届使用実績DB処理

通常申告または本申告 申告条件「なし」「X」が税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

~~(15)~~ (16) インボイス・パッキングリストDB処理

輸出申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸出申告等(予備申告の場合は除く)がされた旨を登録する。

また、許可となった場合は、許可された旨及び削除対象とする旨を登録する。

(17) 搬入伝票・LDR情報DB処理 (A i r - N A C C Sのみ)

貨物に搬入伝票情報が登録されている場合で、搬入前の場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。

(18) 注意喚起メッセージ出力処理

搬入前申告の場合で、貨物の搬入予定先がシステム不参加の場合は、注意喚起メッセージを出力する。

~~(16)~~ (19) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告等控情報*2	許可→適用または不適用とならなかった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出申告控情報（大額） ②輸出申告控情報（少額） ③積戻し申告控情報（大額） ④積戻し申告控情報（少額） ⑤特定輸出申告控情報（大額） ⑥特定輸出申告控情報（少額） ⑦展示等積戻し申告控情報（大額） ⑧展示等積戻し申告控情報（少額） ⑨コンテナ扱い申出控情報（大額） ⑩コンテナ扱い申出控情報（少額） ⑪コンテナ扱い申出変更控情報（大額） ⑫コンテナ扱い申出変更控情報（少額） ⑬コンテナ扱い申出控兼輸出予備申告控情報（大額） ⑭コンテナ扱い申出控兼輸出予備申告控情報（少額） ⑮コンテナ扱い申出控兼積戻し予備申告控情報（大額） ⑯コンテナ扱い申出控兼積戻し予備申告控情報（少額） ⑰コンテナ扱い申出変更控兼輸出予備申告変更控情報（大額） ⑱コンテナ扱い申出変更控兼輸出予備申告変更控情報（少額） ⑲コンテナ扱い申出変更控兼積戻し予備申告変更控情報（大額） ⑳コンテナ扱い申出変更控兼積戻し予備申告変更控情報（少額） 21 輸出申告変更控情報（大額） 22 輸出申告変更控情報（少額） 23 積戻し申告変更控情報（大額） 24 積戻し申告変更控情報（少額）	入力者

情報名	出力条件	出力先
輸出許可等通知情報* ³	許可→適用または不適用となった場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸出許可通知情報（大額） ②輸出許可通知情報（少額） ③積戻し許可通知情報（大額） ④積戻し許可通知情報（少額） ⑤特定輸出許可通知情報（大額） ⑥特定輸出許可通知情報（少額） ⑦展示等積戻し許可通知情報（大額） ⑧展示等積戻し許可通知情報（少額） ⑨コンテナ扱い申出適用通知情報（大額） ⑩コンテナ扱い申出適用通知情報（少額） ⑪コンテナ扱い申出適用通知兼輸出予備申告控情報（大額） ⑫コンテナ扱い申出適用通知兼輸出予備申告控情報（少額） ⑬コンテナ扱い申出適用通知兼積戻し予備申告控情報（大額） ⑭コンテナ扱い申出適用通知兼積戻し予備申告控情報（少額） ⑮コンテナ扱い申出不適用通知情報（大額） ⑯コンテナ扱い申出不適用通知情報（少額） ⑰コンテナ扱い申出不適用通知兼輸出予備申告控情報（大額） ⑱コンテナ扱い申出不適用通知兼輸出予備申告控情報（少額） ⑲コンテナ扱い申出不適用通知兼積戻し予備申告控情報（大額） ⑳コンテナ扱い申出不適用通知兼積戻し予備申告控情報（少額）	入力者 輸出者* ⁴ 、* ¹⁰ 税関（通関担当部門） *¹¹
		許可・承認貨物（輸出）情報（Sea-NACCSの場合）
許可・承認貨物（輸出）情報（Air-NACCSの場合）	許可となった場合 通関蔵置場* ⁴ 、* ¹² 、* ¹³	
輸出自動車情報控	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合で、以下の条件のいずれか満たす場合に、 出力する許可とならなかった場合 （1）輸出予備申告の場合 （2）輸出予備申告変更の場合 （3）許可とならなかった場合	入力者

情報名	出力条件	出力先
輸出許可自動車情報	システムで輸出抹消仮登録を証明する旨が登録されている場合で、許可となった場合	入力者
検査指定情報* ⁶ (Sea-NACCSの場合)	予備申告後の本申告であり、予備申告後に税関により検査区分を現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、大型×線検査または見本確認に指定されている場合に出力	入力者 保税蔵置場 (本船・ふ中検査の場合は出力しない) *4、*7、*13
検査指定情報* ⁶ (Air-NACCSの場合)	以下の条件をすべて満たす場合 検査区分が現場検査または検査場検査に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する なお、CKO業務によらず検査区分が指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する ①予備申告及び予備申告変更以外 ②検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認	入力者
	以下の条件をすべて満たす場合 ①予備申告及び予備申告変更以外 ①申告条件「なし」 ②検査区分が現場検査、検査場検査または見本確認に指定された	保税蔵置場* ⁴ 、* ¹² 、* ¹³
輸出申告情報 (レコーダ)		税関 (通関担当部門)

- (* 2) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E02「輸出申告等控情報について」を参照。
- (* 3) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙E01「輸出許可等通知情報について」を参照。
- (* 4) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- (* 5) 当該許可貨物が本船扱い (特定輸出申告の場合は自社本船通関) であり、以下の条件をすべて満たす場合は、ブッキング船会社へ出力。
 - ①貨物情報DBにブッキング船会社が登録されている
 - ②貨物情報DBに登録されているブッキング船会社がシステムに参加している
- (* 6) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報等について」を参照。
- (* 7) 貨物が分散蔵置されている場合は出力しない。
- (* 8) 通関蔵置場兼バンニング場所の場合で、貨物が分散蔵置の場合は、他の通関蔵置場 (通関蔵置場兼バンニング場所は除く) 向けに出力する許可・承認貨物 (輸出) 情報も出力する。
- (* 9) 通関蔵置場兼バンニング場所には出力しない。
- (* 10) 許可情報の場合にのみ出力。
- (* 11) ~~コンテナ扱い申出が不適用となった場合に出力。~~ (未使用)
- (* 12) 特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告で貨物が搬入前の場合は、搬入 (予定) 蔵置場へ出力。搬入後は貨物の蔵置場へ出力する。
- (* 13) 輸出申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、EDA業務で入力された通関予定蔵置場へ出力する。

7. 特記事項

~~（１）予備申告後または予備申告変更後にＥＤＡＯ-１業務を行った場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入済で本申告を行える状態にある場合は、本業務で予備申告変更を行わず、本申告を行うことができる。~~

~~（２）~~（１）特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告で許可保留申告条件「X」で搬入前申告審査終了となった場合は、申告者宛に「簡易審査扱い」の申告控を出力する。また、出力される帳票は輸出申告と同様のものである。